平成２６年（フ）第１８３号
岐阜県関市上白金923番地13
債務者　大塚　恭子
1　決定年月日時　平成26年６月17日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年８月15日まで
岐阜地方裁判所

平成２６年（フ）第２０３号
岐阜県羽島市竹鼻町狐穴3286番地10
債務者　半谷　裕一（旧姓小髙）
1　決定年月日時　平成26年６月17日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年８月15日まで
岐阜地方裁判所

平成２６年（フ）第６７号
滋賀県東近江市小脇町2319番地
債務者　吉見鉄工こと　吉見　勝彦
1　決定年月日時　平成26年６月16日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年８月15日まで
大津地方裁判所彦根支部

平成２６年（フ）第７０号
滋賀県東近江市湯屋町1350番地８
債務者　中村亜希子
1　決定年月日時　平成26年６月16日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年８月15日まで
大津地方裁判所彦根支部

平成２６年（フ）第７５号
滋賀県彦根市原町136番地32
債務者　嶋佐多代美
1　決定年月日時　平成26年６月16日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年８月15日まで
大津地方裁判所彦根支部

平成２６年（フ）第４０９号
神戸市垂水区千鳥が丘３丁目21番４―204号、従前の住所神戸市垂水区西脇２丁目６番９号１階
債務者　アクティブこと　佐田　健治
1　決定年月日時　平成26年６月13日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年８月15日まで
神戸地方裁判所第３民事部

平成２６年（フ）第２８５号
広島市南区出汐２丁目１番10―203号、住民票上の住所広島市南区東本浦町16番31―204号
債務者　三谷　美惠
1　決定年月日時　平成26年６月16日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年８月15日まで
広島地方裁判所民事第４部

平成２６年（フ）第７６号
福島県田村市滝根町神俣字五林35―１　奥村・西松・大豊ＪＶ滝根第１宿舎Ｃ棟213号、住民票上の住所愛媛県松山市桑原２丁目７番25号
債務者　小松　　剛
1　決定年月日時　平成26年６月16日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年８月15日まで
松山地方裁判所民事部

平成２６年（フ）第７７号
愛媛県松山市桑原２丁目７番25号
債務者　小松　郁子
1　決定年月日時　平成26年６月16日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年８月15日まで
松山地方裁判所民事部

平成２６年（フ）第３７号
熊本県荒尾市八幡台４丁目４番３号９
債務者　日隈　康太
1　決定年月日時　平成26年６月17日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年８月15日まで
熊本地方裁判所玉名支部

平成２６年（フ）第８０号
秋田県男鹿市五里合琴川字前田58番地、前住所秋田県潟上市天王字上北野105番地14
債務者　小野　幸弥
1　決定年月日時　平成26年６月17日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年８月18日まで
秋田地方裁判所民事第２部

平成２６年（フ）第１３号
秋田県にかほ市象潟町字中橋町164番地
債務者　佐々木マリ子
1　決定年月日時　平成26年６月17日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年８月18日まで
秋田地方裁判所本荘支部

平成２６年（フ）第３３号
群馬県桐生市広沢町５丁目1961番地　ハイムグランドールＡ棟202
債務者　大澤友紀雄
1　決定年月日時　平成26年６月17日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年８月18日まで
前橋地方裁判所桐生支部

平成２６年（フ）第９２号
新潟市西区浦山３丁目12番16号　シェブラン205、前住所新潟市中央区上所上３丁目４番20号
債務者　筒井　　豊
1　決定年月日時　平成26年６月17日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年８月18日まで
新潟地方裁判所民事部

平成２６年（フ）第９３号
新潟市西区浦山３丁目12番16号　シェブラン205、前住所新潟市中央区上所上３丁目４番20号
債務者　筒井　寛子
1　決定年月日時　平成26年６月17日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年８月18日まで
新潟地方裁判所民事部

平成２６年（フ）第１６５号
石川県河北郡内灘町字ハマナス２丁目138番地　レオパレスマリーナ101号、従前の住所石川県白山市宮永町288番地12
債務者　沖崎　洋二
1　決定年月日時　平成26年６月17日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年８月18日まで
金沢地方裁判所

平成２６年（フ）第１６６号
金沢市西念２丁目26番38号　ことじ207号室
債務者　濱崎　謙治
1　決定年月日時　平成26年６月17日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年８月18日まで
金沢地方裁判所